

1. 会合名	協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ（第7回）
2. 日 時	令和5年5月25日（木）15:00～16:00
3. 議 案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 禁止行為に関する規則改正案等の検討状況について</li> <li>○ 処分の公表イメージについて</li> <li>○ WG 報告書及び処分の公表に関する規則改正案について</li> <li>○ 今後のスケジュール</li> </ul>
4. 主な内容	<p>○ <b>禁止行為に関する規則改正案等の検討状況について</b> 事務局より、資料1（非公表）に沿って、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」における禁止行為に関する規則改正案等の検討状況について説明が行われ、大要以下のとおり質疑応答が行われた。</p> <p><b>【質疑応答要旨】</b></p> <p>➤ 過失で電子メールを誤送信してしまったことにより顧客情報が漏えいした場合、事故顛末報告は提出しなくてもよいという運用で、それは変わらないということであるが、投資勧誘規則についてはどうか。 ⇒基本的な考え方を変えるという意図はない。ただ、仮に誤送信であっても、大量の顧客情報が過失によって第三者へ送られてしまうケースもあるため、過失の場合はすべて事故報告を提出しなくてよいということではない。</p> <p>○ <b>処分の公表イメージについて</b> 事務局より、資料2に沿って、処分の公表イメージについて説明が行われた。</p> <p>○ <b>WG 報告書及び処分の公表に関する規則改正案について</b> 事務局より、資料3から資料5に沿って、WG 報告書、処分手続規則改正案及び処分の公表に関する取扱い案について説明が行われ、大要以下のとおり質疑応答が行われた。</p> <p><b>【質疑応答要旨】</b></p> <p>➤ 資料5の処分の公表に関する取扱いは、HP や協会 WAN に公表されるのか。 ⇒資料4の処分手続規則改正案第29条第2項において「外務員等の処分内容の公表に関する事項は、本協会が別に定めるものとする」と規定することを検討しており、「別に定めるもの」が処分の公表に関する取扱いという位置づけである。そのため、処分の公表に関する取扱いは、処分手続規則改正案のパブコメ実施時も合わせて公表をする予定である。また、制定後も協会 HP 上に掲載予定である。</p> <p>処分の公表イメージ、WG 報告書及び処分の公表に関する規則改正案について、事務局案のとおり進めることとなった。</p> <p>○ <b>今後のスケジュール</b> 事務局より、資料6に沿って、今後のスケジュールについて説明が行われた。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問合せ先	規律本部 規律審査部（03-6665-6778）